

## [事案 2022-175] 転換契約無効請求

・令和5年7月12日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和56年10月に契約した終身保険（契約①）を、平成20年9月に終身保険（契約②。医療保障特約付）に転換した。その後、さらに平成28年11月に契約②を組立型保険（契約③。契約内容は、終身保険、医療保障等で、終身保険の保険料払込期間は終身、その他特約は5年間。）に転換した。しかし、以下の理由により、契約②③を無効とし、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約②の契約時、募集人は、医療保障の重要性を強調し、契約①の保険料払込があと2か月分で終了すること、契約②の保険料を改めて支払う必要があることの説明をしなかった。
- (2) 契約③の契約時、募集人は医療保障について、5年間保険料を支払えば一生支払う必要はないと説明したが、医療保障部分の保険料の支払いは完了する一方で、終身保険の保険料は以降も支払うことになり、転換によりかえって保険料の経済的負担が増えた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②③の契約時、募集人は申立人に対し、設計書・転換比較表を用いて契約内容および転換制度について説明した。
- (2) 契約②を契約する前に、申立人は他の医療保険に申し込んだが、引き受けられなかった。そのため、入院保障を充実させるために契約②を契約した。
- (3) 募集人は、申立人の体況上の問題を考慮したうえで、申立人の医療保障を充実させるため、契約③を提案した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約③について、申立人に対し、医療保障の重要性や医療保障部分の保険料の払込期間が5年間で済むことを強調する一方で、終身保険については、終身保険のニーズはないと独自に理解した上で、終身保険の保険料の仕組みおよび支払期間について強調することはしなかったことが窺われる。
- (2) 設計書の保険料の仕組みの記載は、口頭で分かりやすく補足説明をしないと申立人に誤解が生じる可能性があったと思われ、終身保険が必要で継続することを前提に考えていた申立人が、5年間保険料を支払えば、医療保障部分だけでなく、終身保険の部分も支払いが完了すると誤解した可能性があったと考えられる。